

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定

日本国政府及びグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国政府によって正当に授權されたバミューダ政府は、

脱税を防止するための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一章 総則

第一条 一般的定義

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的

権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b) 「バミューダ」とは、バミューダ諸島をいう。

(c) 「締約者」とは、文脈により、日本国又はバミューダをいう。

(d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f) 「国民」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われるすべての団体

(ii) バミューダについては、バミューダにおいて施行されている法令によってその地位を与えられたすべての権利能力を有する者、組合、法人、信託、財団又は団体

注釈 この(f)(ii)の規定の適用上、「権利能力を有する者」とは、バミューダの国民である個人をいうものとする。

(g) 「権限のある当局」とは、日本国については財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、バミューダについては財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(h) 「要請者」とは、情報の提供を要請する締約者をいう。

(i) 「被要請者」とは、情報の提供を要請された締約者をいう。

(j) 「情報収集のための措置」とは、一方の締約者が要請された情報入手し、かつ、提供することを可能にするための法令及び行政上又は司法上の手続をいう。

(k) 「情報」とは、事実、記述又は記録（形態のいかんを問わない。）をいう。

(1) 「株式公開法人」とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場されている法人をいう。ただし、その上場された株式が一般に購入され、又は販売される場合に限る。

(m) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(n) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i) 日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(ii) バミューダ証券取引所

(iii) 両締約者の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの

2 一方の締約者によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関する当該一方の締約者の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約者において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約者の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第二章 情報の交換

第二条 目的及び適用範囲

両締約者の権限のある当局は、この協定の実施又は第四条に規定する租税に関する両締約者の法令の規定

の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。そのような情報には、同条に規定する租税の決定、賦課及び徴収、租税債権の回収及び執行並びに租税事案の捜査及び訴追に関連する情報を含む。情報は、この協定に従って交換するものとし、かつ、第八条に規定するところにより秘密として取り扱う。

第三条 管轄

被要請者は、その当局によって保有されておらず、かつ、その領域的管轄内にある者によって保有され、又は管理されていない情報については、それを提供する義務を負わない。

第四条 対象となる租税

1 この章の規定は、一方の締約者又はその地方政府若しくは地方公共団体のために課される所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2 日本国については、この章の規定が適用される現行の所得に対する租税は、所得税、法人税及び住民税とする。

3 この章の規定は、1及び2に規定する租税のほか、日本国において課される相続税及び贈与税についても、適用する。

4 この章の規定は、2及び3に規定する租税に加えて又はこれらに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であつて、2及び3に規定する租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。

5 両締約者の権限のある当局は、各締約者の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第五条 要請に基づく情報の交換

1 被要請者の権限のある当局は、第二条に規定する目的のため、要請に応じて情報を提供する。

2 被要請者は、その権限のある当局が保有する情報が情報提供の要請に応ずるために十分でない場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を要請者に提供するためにすべての関連する情報収集のための措置をとる。

3 要請者の権限のある当局から特に要請があつた場合には、被要請者の権限のある当局は、被要請者の法令によって認められる範囲において、記録の原本の写しに認証を付した形式で、この条の規定に基づく情報の提供を行う。

4 各締約者は、第二条に規定する目的のため、自己の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。

(a) 銀行その他の金融機関及び代理人として活動し、又は受託者の資格で活動する者（名義人及び信託の受託者を含む。）が有する情報

(b) 法人、組合その他の者の所有に関する情報（第三条の規定の範囲内で、所有の連鎖におけるすべての者の所有に関する情報を含む。）並びに信託については、委託者、受託者及び受益者並びに所有の連鎖における地位に関する情報

5 この協定は、被要請者に対し、次に掲げる情報を入手し、又は提供する義務を生じさせるものではない。

(a) 次の事項に関する情報。ただし、過重な困難を生じさせることなしに入手することができる場合は、この限りでない。

(i) 株式公開法人の所有

(ii) 信託又は株式公開法人以外の者の持分証券、株式その他の持分であつて、一般に購入され、又は販

売されるものの所有

(b) 関連する課税期間が開始した日前六年の日前に生じた事項に関する情報

6 この協定に従って要請者が情報の提供を要請する場合には、要請者の権限のある当局は、当該要請が要請者の法令に基づく納税者の納税義務の決定に関連し、かつ、その決定のために必要であることを証明する。

7 要請者の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報と当該要請との関連性を示すため、被要請者の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を提供しなければならぬ。

(a) 調査の対象となる納税者を特定する事項

(b) 要請する情報の性質及び種類（求める特定の情報その他の支援に関する説明を含む。）並びに可能な場合には、要請者が希望する当該情報の受領形式

(c) 要請する情報を必要とする課税目的及び当該情報が要請者の法令に基づく納税者の納税義務の決定に関連し、かつ、その決定のために必要である理由

- (d) 課税目的のために必要なものとして要請する情報の対象となる期間
 - (e) 要請する情報を被要請者が保有しているか又は被要請者の領域的管轄内にある者が保有し、若しくは管理していると認める根拠
 - (f) 要請する情報を保有し、又は管理していると認められる者の名称及び住所（判明している場合に限る。）
 - (g) 要請が要請者の法令及び行政上の慣行に適合しており、かつ、要請者が、自らが被要請者の立場にあったとしたならば自己の法令に基づいて要請された情報を入手することができたであろう（自己の課税目的のために入手するかこの協定に基づく有効な要請に依じて入手するかを問わない。）旨の記述
 - (h) 要請する情報を入手するために要請者が自己の領域的管轄内において利用可能なすべての手段（過重な困難を生じさせるものを除く。）をとった旨の記述
- 8 被要請者の権限のある当局は、できる限り速やかに要請された情報を要請者に提供する。迅速な対応を確保するため、被要請者の権限のある当局は、次のことを行う。
- (a) 要請者の権限のある当局に対し、要請の受領を書面によって確認すること及び当該要請に不備がある

場合には、要請者の権限のある当局に対し、当該要請の受領の日から六十日以内に当該不備を通知すること。

(b) 要請の受領の日から九十日以内に要請された情報の入手及び提供ができない場合（当該情報を提供することについて障害がある場合又は当該情報を提供することを拒否する場合を含む。）には、要請者に対し、そのような入手及び提供が不可能である理由、当該障害の性質又は当該拒否の理由を説明するた
め直ちに通知すること。

第六条 海外における租税に関する調査

1 被要請者の権限のある当局は、要請者の権限のある当局の要請があったときは、被要請者における租税に関する調査の適当な部分に要請者の権限のある当局の代表者が立ち会うことを認めることができる。

2 租税に関する調査を行う被要請者の権限のある当局は、1に規定する要請に応ずる場合には、できる限り速やかに、要請者の権限のある当局に対し、当該調査の時間及び場所、当該調査を行う当局又は職員並びに当該調査を行うために被要請者が求める手続及び条件を通知する。租税に関する調査の実施についてのすべての決定は、当該調査を実施する被要請者が行う。

第七条 要請を拒否することができる場合

1 次の場合には、被要請者の権限のある当局は、支援を拒否することができる。

- (a) 要請者の要請がこの協定に従って行われていない場合
- (b) 要請する情報を入手するために要請者が自己の領域的管轄内において利用可能なすべての手段をとらなかつた場合（そのような手段をとることが過重な困難を生じさせる場合を除く。）
- (c) 要請された情報を公開することが被要請者の公の秩序に反することとなる場合
- (d) 要請者が、調査の対象となる納税者以外の者が保有し、又は管理している情報であつて、当該納税者に直接関連しないものを要請する場合

(e) 要請者が、自らが被要請者の立場にあつたとしても次の(i)又は(ii)に該当することを目的として自己の法令に基づいて要請された情報を入手することができなかつたであろう場合

- (i) 自己の租税に関する法令の規定を運用し、又は執行すること。
- (ii) この協定に基づく有効な要請に応ずること。

2 この協定は、一方の締約者に対し、営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密又は取引の

過程を明らかにするような情報を提供する義務を課するものではない。この2の前段の規定にかかわらず、第五条4に規定する情報は、同規定に規定する情報であることのみを理由として、そのような秘密又は取引の過程として取り扱われることはない。

3 情報提供の要請は、当該要請を行う契機となった租税債権が係争中であることを理由として、拒否されることはない。

4 被要請者は、要請者が自己の租税に関する法令の規定又はこれに関連する要件であつて、同様の状況にある要請者の国民との比較において被要請者の国民を差別するものを運用し、又は執行するために情報の提供を要請する場合には、当該要請を拒否することができる。

第八条 秘密

この協定に基づき一方の締約者が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、第四条に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）であつて、当該一方の締約者内にあるものに対してのみ、開示することができる。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使

用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができない。当該情報は、被要請者の書面による明示の同意がない場合には、他の者又は当局（非締約者内にあるものを含む。）に開示することができない。

第九条 保護

この協定に基づいて被要請者が情報を入手し、及び提供するに際しては、被要請者の法令又は行政上の慣行によって当該情報を有する者に対して保障されている手続上の権利及び保護は、引き続き適用される。被要請者は、実効的な情報の交換を不当に妨げ、又は遅延させる方法でこのような権利及び保護を適用してはならない。

第十条 費用

支援の提供において生じた費用の負担については、両締約者の権限のある当局の間で合意される。

第三章 課税権の配分

第十一条 対象となる者

この章の規定は、一方又は双方の締約者の居住者である個人に適用する。

第十二条 対象となる租税

1 この章の規定は、一方の締約者又はその地方政府若しくは地方公共団体のために課される所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2 日本国については、この章の規定が適用される現行の租税は、所得税及び住民税とする。

3 この章の規定は、2に規定する租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であつて、2に規定する租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。

4 両締約者の権限のある当局は、各締約者の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第十三条 居住者

1 この章の規定の適用上、「一方の締約者の居住者」とは、次の個人をいう。

(a) 日本国については、日本国の法令の下において、住所、居所その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる個人（日本国内に源泉のある所得のみについて日本国において租税を課される個人を除く。）

- (b) バミューダについては、バミューダの法令の下において、バミューダ内に通常居住する個人
- 2 1の規定により双方の締約者の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。
- (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約者の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約者内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約者（重要な利害關係の中心がある締約者）の居住者とみなす。
- (b) その重要な利害關係の中心がある締約者を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約者内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約者の居住者とみなす。
- (c) その常用の住居を双方の締約者内に有する場合又はこれをいずれの締約者内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約者の居住者とみなす。
- (d) 当該個人が双方の締約者の国民である場合又はいずれの締約者の国民でもない場合には、両締約者の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

第十四条 退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約者の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

第十五条 政府職員

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約者又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約者又は当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約者内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約者の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約者においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約者の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約者の居住者となった者でないもの

2 (a) 1の規定にかかわらず、一方の締約者又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供

される役務につき、個人に対し、当該一方の締約者若しくは当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約者若しくは当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該個人が他方の締約者の居住者であり、かつ、当該他方の締約者の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約者においてのみ租税を課することができない。

3 1及び2の規定は、一方の締約者又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、適用しない。

第十六条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約者内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約者の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約者の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練

のために受け取る給付（当該一方の締約者外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約者においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約者内において最初に訓練を開始した日から二年を超えない期間についてのみ適用する。

第四章 特別規定

第十七条 相互協議手続

1 一方の又は双方の締約者の措置により前章の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになる者又は認める者は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約者の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約者の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、前章の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 一方の締約者の権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、前章の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約者の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約者の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約者の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。

4 両締約者の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信することができ
る。

第十八条 不利益な又は制限的な租税に係る課税措置の禁止

1 いずれの一方の締約者も、他方の締約者の国民又は居住者に対し、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該一方の締約者の国民に適用する措置よりも不利益な又は制限的な租税に係る課税措置を適用してはならない。

2 1の規定の適用上、

(a) 「不利益な又は制限的な租税に係る課税措置」には、所得控除、税額控除又は免税の否認、租税又は課徴金の賦課及び特別な報告に関する義務の賦課を含む。

(b) 「不利益な又は制限的な租税に係る課税措置」には、一方の締約者により一般的に適用される措置を含まない。

第五章 最終規定

第十九条 見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十条 効力発生

1 この協定は、両締約者のそれぞれの法令上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、この協定が効力を生ずる日以後に課される租税について適用する。

3 2の規定にかかわらず、第三章の規定は、次のものについて適用する。

(a) 源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(b) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

第二十一条 終了

この協定は、一方の締約者によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約者も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約者に対し終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものについて適用されなくなる。

- (a) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
- (b) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十年二月一日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

草賀純男

バミューダ政府のために

ポーラ・コックス

議定書

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定（以下「協定」という。）の署名に当たり、日本国政府及びグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国政府によつて正当に授權されたバミューダ政府は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定第一条1(1)及び第五条5(a)の規定に関し、これらの規定に規定する株式、持分証券その他の持分は、その購入又は販売が限られた投資家の集団に默示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に購入され、又は販売されるものとすることが了解される。

2 協定第二条の規定に関し、協定の実施又は協定第四条に規定する租税に関する両締約者の法令の規定の運用若しくは執行と要請する情報との関連性は、当該情報がそのような関連性を有するものとして認められることに確信がある場合には、当該情報の受領後でなければそのような関連性について明確な評価を行うことができないようなときであっても、そのような確信に基づいて決定されることが了解される。

3 協定第五条7(h)及び第七条1(b)の規定に関し、「自己の領域的管轄内において利用可能なすべての手段」には、要請する情報が存在する協定の非締約者との間において有効な情報交換の仕組みを要請者が利用することを含むことが了解される。

4 協定第七条2の規定に関し、「職業上の秘密」には、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、各締約者の法令に基づいて保護されるものを含むことが了解される。

5 協定第十三条1(b)の規定に関し、「バミューダの法令の下において、バミューダ内に通常居住する個人」には、バミューダ内に通常居住し、かつ、バミューダを常用の住居地とする者を含むことが了解される。

6 協定第十八条1の規定に関し、「居住者」とは、個人については協定第十三条に規定する居住者をいい、個人以外の者については次の者をいう。

(a) 日本国については、日本国の法令の下において、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる者

(b) バミューダについては、バミューダにおいて施行されている法令によつてその地位を与えられたすべての組合、法人、信託、財団又は団体

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十年二月一日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本政府のために

草賀純男

バミューダ政府のために

ポーラ・コックス